

議案第 11 号

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 給与条例第 14 条の 7 の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 14 条の 7 の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 18 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、「、若しくは失職し」を削る。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 18 条の 2 給与条例第 14 条の 7 の規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡

を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第14条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。